

令和5年度

学校いじめ防止基本方針

岡崎市立竜海中学校

竜海中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法によれば、「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。つまり、いじめの判断は、行為としてのいじめの有無を取り扱うだけのものではなく、被害生徒の精神的苦痛に寄り添った判断が求められる。

(2) いじめ重大事態とは

- 1 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(3) 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を負う。

(4) いじめ防止に向けて

学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。生徒一人一人が、「自分は大切にされている」という実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感、他者理解の心を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

いじめの防止等に関する措置を実行的に行うために、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成される、「いじめ・問題行動生徒対策委員会」を設置する。いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

この組織は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、校務主任、校務主任補佐、教科指導員、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、学年主任、長期欠席担当者、スクールカウンセラーで構成する。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

- ・生徒理解アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校新聞やホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- ・生徒理解アンケートによる生徒の発信を「いじめ問題行動対策委員会」で共有し、対応を検討する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また、「いじめの定義」について生徒への周知を図る。
 - ア 授業を通して、道徳心の向上を育む。
 - イ コミュニケーション活動を取り入れることによる交流活動の充実を推進する。
- ② 生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、生徒が自主的に行う、いじめの防止に資する活動に対する支援、生徒及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置を講ずる。
 - ア 生徒会活動の活性化、学校・学年行事への主体的・積極的な参加を推進する。
 - イ いじめ防止に係る校内研修の充実を図る。

(2) いじめの早期発見の取組

- ① いじめの早期発見のため、生徒を対象に定期的な調査、その他必要な措置を講じる。
 - ア 生徒理解アンケートを年間6回行い、実態把握に努める。
 - イ 定期テスト週間等を利用して、教育相談活動（個人面談）を実施する。
 - ウ 生徒の自由記述による生活の記録を、生徒理解に役立てる。
- ② 生徒及びその保護者並びに学校の当該教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
 - ア 「キッズ岡崎こころの電話相談」を生徒手帳に掲載し、生徒に周知する。
 - イ 学級担任と学年部、養護教諭との連携を密にし、生徒及びその保護者からの情報が入り易くする。いじめに関する情報は、いじめ・問題行動生徒対策委員会（基本的には毎週金曜日の主任者会で実施）で協議し、必要に応じて臨床心理士や関係諸機関と連絡を取りながら対処する。
 - ウ 生徒の様子の変化について、部活動の顧問・担任・養護教諭が連絡を密にする。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けた場合、またはいじめの疑いがあると思われるときは、「いじめ・問題行動生徒対策委員会」を中心に組織的に対応し、事実確認を行う。
- ② 速やかにいじめに係る情報を共有し、迅速かつ組織的に対応して、被害生徒を徹底して守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等や、警察署、児童相談所等の関係機関と連携して取り組む。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

(4) インターネット上を通じて行われるいじめへの対策

発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネット上を通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット上を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、生徒及びその保護者に対して、必要な啓発活動を行う。ネット上での誹謗・中傷の書き込みは、いじめであり、決して許される行為ではないことを生徒に周知する。

- ① 長期休業（夏・冬休み）前に全学級で情報モラル向上の授業を実施する。
- ② 講師を招いて、保護者・生徒向けの情報モラル教育を実施する。
- ③ 保護者会（三者）でインターネット上による犯罪（いじめ）防止を伝える。
- ④ 「生徒理解アンケート」「個人面談」を行い、生徒が相談できる状況を確認する。
- ⑤ 警察と連携し、ネット上の誹謗・中傷した内容への対処を検討する。

4 令和5年度の基本方針

(1) 昨年度のいじめの実態や対応から明らかになった課題

- ① いじめを受けている生徒からではなく、相談を受けた友達から教員に相談があり、事態を把握したという事案があった。
- ② 相手がどのように感じるのかという配慮が不足し、軽い気持ちで言葉を発したり、からかったりすることで、相手に不快な思いをさせてしまうという事案があった。

(2) 課題を解消するための今年度の取組

- ① 生徒がいじめを受けている事実や、いじめによるつらく苦しい心境を素直に打ち明けられるように、担任をはじめとする教職員との信頼関係を構築することが大切である。また、悩みを抱えた生徒が適切に相談できる力を養うことや、相談機関を子どもや保護者に周知することも大切である。そこで以下のような取組を進めていく。

【具体的な取組】

- ・ STや休み時間など、生徒の様子をよく見たり、会話をしたりしながら積極的に生徒と関わり合い、互いに信頼し合える関係を築く。
- ・ 生徒理解アンケートを家庭で回答し、生徒がじっくりと思いを記述できるように配慮する。
- ・ 生徒理解アンケートの実施後、速やかに生徒との面談を行い、生徒の困り感を丁寧に聞き取る。
- ・ 生徒手帳の該当ページを各学級で確認する。 等

- ② 発した言葉が、自分の思いのままに相手に伝わるわけではないことを知る必要がある。いじめの定義を確認し、相手の立場になって思いやりのある言動を取れるようにすることが大切である。そこで、以下のような取組を進めていく。

【具体的な取組】

- ・学級や道徳の時間に、いじめについての題材を用いて、学級全体で相手との関わり方について考える場を設定する。
- ・積極的に学年集会を開き、学年全体で温かい集団をつくっていきこうという思いを育む機会を設定する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・長期欠席対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

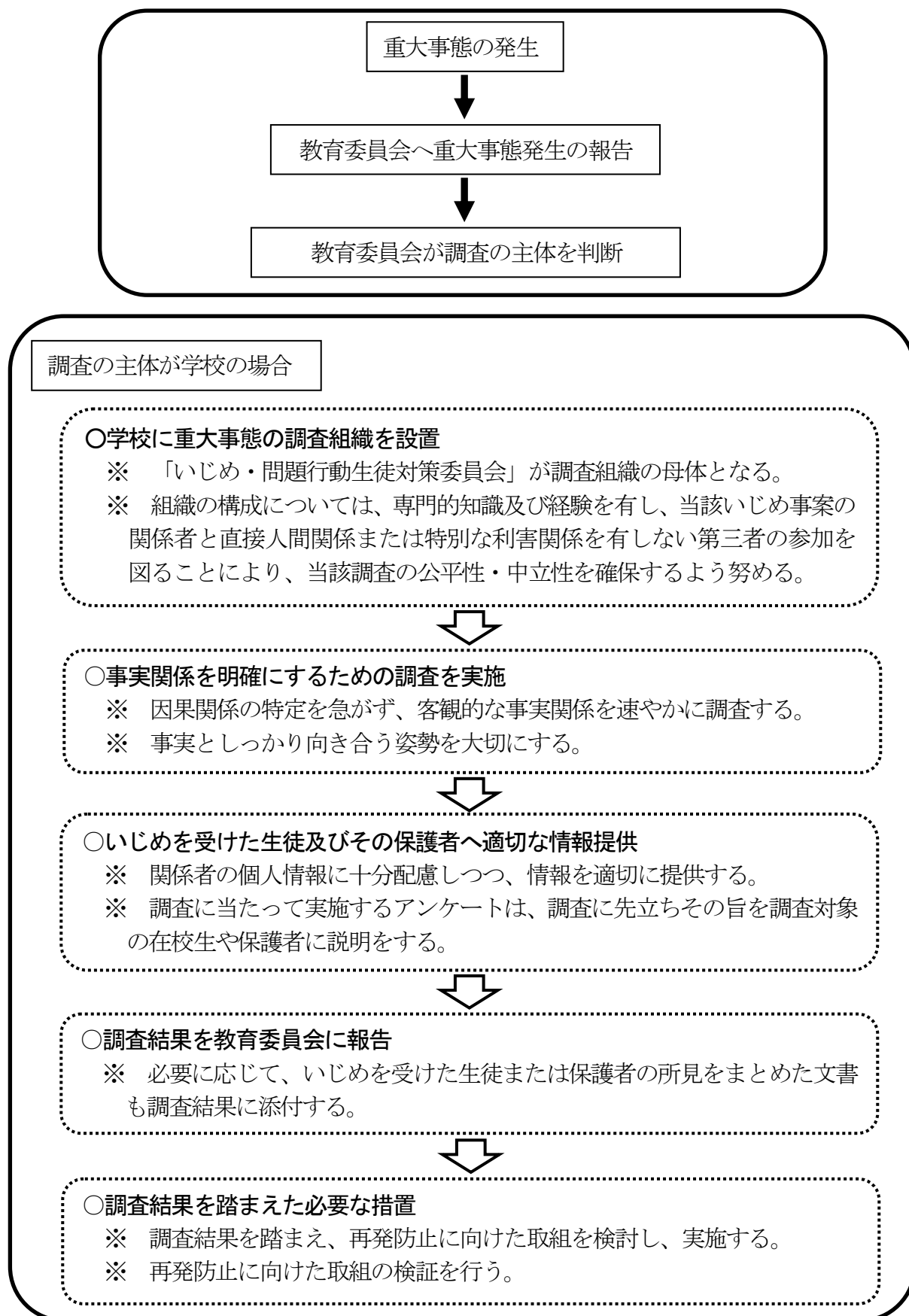
6 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・問題行動生徒対策委員会」を立ち上げ、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、その保護者に対して適切に情報を提供する。

7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を実施し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の意識の高揚及び資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載し、周知する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



＜取組の年間計画＞

	いじめ・長期欠席対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談室やS Cの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長） ○新入生歓迎会	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定	○学校公開日（授業参観） ○PTA総会での「学校いじめ基本方針」の案内
5月		○現職研修①「生徒理解と学級づくり」		○「生徒理解アンケート」「教育相談週間」（1学期中間）	
6月		○生徒理解アンケートの集約→対応の検討	○情報モラル教室 ○体育大会 ○自殺予防教育	○「生徒理解アンケート」「教育相談週間」（1学期末）	○部活動参観日
7月		○生徒理解アンケートの集約→対応の検討	○教育講演会（魅力的内容）		○保護者会 ○学校評議員への学校行事・授業の公開
8月					
9月		○現職研修② 情報モラル・虐待等、 具体的事案への対応	○ 職場体験（2年） ○修学旅行	○身体測定	○学校公開日（夏休み作品展）
10月			○文化祭 ○合唱発表会	○「生徒理解アンケート」「教育相談週間」（2学期中間）	
11月		○生徒理解アンケートの集約→対応の検討	○学校保健委員会 ○いじめ防止標語の募集	○「生徒理解アンケート」「教育相談週間」（2学期期末）	
12月		○生徒理解アンケートの集約→対応の検討	○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動 ○教育講演会（いのち）		○保護者会 ○学校評議員への学校行事・授業の公開
1月			○保健指導（命の大切さ）	○身体測定 ○「生徒理解アンケート」「教育相談週間」	○学校公開日（授業参観、書き初め展） ○保護者への学校評価アンケート ○保護者会（3年生）
2月		○生徒理解アンケートの集約→対応の検討		○「生徒理解アンケート」「教育相談週間」 ○入学説明会での情報モラル教室	
3月		○「いじめ防止基本方針」の見直し	○卒業生を送る会		○保護者会（1・2年生） ○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。
通年	○主事会報告 ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○授業研究の充実 ○S R Tの実践	○健康観察の実施 ○S Cによる相談 ○生活の記録の活用		

※いじめが発生した場合の対応については、「いじめ・問題行動対策委員会」で共通理解を図り、対応する。